

令和 3 年 6 月 18 日

各都道府県選挙管理委員会事務局長 }
各指定都市選挙管理委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等に係る
留意事項について（通知）

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号）、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和 3 年政令第 175 号）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（令和 3 年総務省令第 61 号）については、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について（通知）」（令和 3 年 6 月 18 日付け総行選第 35 号）及び「特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）」（令和 3 年 6 月 18 日付け総行管第 175 号、総情郵第 99 号、健発 0618 第 7 号）により通知した事項のほか、下記に留意していただくようお願いします。

また、各都道府県選挙管理委員会事務局長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の選挙管理委員会事務局長に対しても、周知願います。

なお、本件通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

特例郵便等投票（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第3条第2項に規定する特例郵便等投票をいう。以下同じ。）に係る投票録等の記載については、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）若しくは在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）又は最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理府令第29号）に定める関係様式中の所定の欄に適切に記載されたいこと。具体的には次のとおりとされたいこと。

- (1) 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第2項の規定により提示された選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、同条第3項後段の規定により当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入する場合は、別紙の記載例を参考とすること。
- (2) 次に掲げる様式については、それぞれ次に掲げる欄に特例郵便等投票に係る情報を併せて記載すること。なお、以下の様式中に選挙人の氏名を記載する場合において、当該選挙人が特例郵便等投票に係る者であるときは、その旨がわかるように記載すること。
 - ① 公職選挙法施行規則別記第24号様式（投票録の様式） 不在者投票に係る各欄
 - ② 在外選挙執行規則別記第17号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式） 公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者に係る欄
 - ③ 在外選挙執行規則別記第18号様式の2（在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式） 公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される第64条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者に係る欄
 - ④ 在外選挙執行規則別記第19号様式（指定在外選挙投票区等における投票録の様式） 不在者投票に係る各欄

- (3) 最高裁判所裁判官国民審査法施行規則別記（投票録様式）については、不在者投票に係る各欄に特例郵便等投票に係る情報を併せて記載すること。なお、同様式中に選挙人の氏名を記載する場合において、当該選挙人が特例郵便等投票に係る者であるときは、（1）と同様、その旨がわかるように記載すること。

別紙

【参考 1】公職選挙法施行規則別記第 4 号様式の 2（選挙人名簿登録証明書）の記載例

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所
氏 名
上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。
何年何月何日交付
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）
選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙	選挙期日	令第 53 条又は第 54 条の規定による投票用紙の交付	令第 59 条の 6、第 59 条の 6 の 3 又は第 59 条の 6 の 4 の規定による投票送信用紙の交付		(略)
			船長に対する交付	船員に対する交付	
何選挙	何年何月何日	特例郵便等投票の投票用紙を交付			

備考
1 この証明書の有効期限は、交付の日から 7 年とする。
2 船員でなくなった場合等、令第 18 条第 3 項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

【参考 2】公職選挙法施行規則別記第 13 号様式の 16（南極選挙人証）の記載例

南極選挙人証

選挙人名簿に記載
されている住所
氏 名
上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。
何年何月何日交付
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）
選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙	選挙期日	令第 53 条の規定による投票用紙の交付	令第 59 条の 8 の規定による投票送信用紙の交付		(略)
			南極地域調査組織の長に対する交付	南極調査員に対する交付	
第何回衆議院総選挙	何年何月何日	特例郵便等投票の投票用紙を交付			

備考 この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日（何年何月何日）までとする。

【参考3】在外選挙執行規則第6号様式（在外選挙人証）の記載例

(裏)

選挙の種類（期日）	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等
第何回衆議院総選挙 （何年何月何日）	何年何月何日交付済み （特例郵便等投票）	何県何市選挙管理委員会委員長
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会の住所 （〒） 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地 （電話）		